

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月12日
【四半期会計期間】	第21期第1四半期（自 平成25年8月1日 至 平成25年10月31日）
【会社名】	ウインテスト株式会社
【英訳名】	Wintest Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奈良 彰治
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番24号
【電話番号】	045-317-7888（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 岡本 隆
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番24号
【電話番号】	045-317-7888（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 岡本 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期 第1四半期累計期間	第21期 第1四半期累計期間	第20期
会計期間	自 平成24年 8月 1日 至 平成24年10月31日	自 平成25年 8月 1日 至 平成25年10月31日	自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日
売上高 (千円)	6,690	51,741	135,151
経常損失 (千円)	93,552	64,644	384,896
四半期(当期)純損失 (千円)	93,885	64,908	385,686
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	997,101	997,101	997,101
発行済株式総数 (株)	49,274	49,274	49,274
純資産額 (千円)	942,528	587,331	649,754
総資産額 (千円)	1,112,924	769,868	919,019
1株当たり四半期(当期)純損失金額 (円)	1,905.38	1,317.29	7,827.39
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	84.4	75.9	70.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況につきましては、次の通りであります。

当第1四半期累計期間におきましては、政府の経済政策を受けた国内景気の回復期待は高まりつつあるものの、日中関係の悪化及び欧州並びに中国をはじめとするアジア諸国の経済成長鈍化の影響を受け、当社の属する半導体業界においては顧客の設備投資が引き続き抑制されたこと、及び海外向けでは装置の納入交渉に時間を要していること等により、売上高は51,741千円にとどまり、営業損失63,995千円を計上することになりました。

また、営業キャッシュ・フローについては、税引前四半期純損失が64,700千円計上されたこと及び棚卸資産の増加が95,620千円あったこと並びに仕入債務が66,350千円減少したこと等から、219,842千円のマイナスとなりました。当該状況により、当社には継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していません。

そこで当社は「第2 事業の状況 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) 継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を改善するための対応策等」に記載のとおり、具体的な対応策を実施し当該状況の解消と改善に向けて努めております。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間における世界の経済情勢は、北米では雇用の改善とともに個人消費の一部持ち直しが見られましたが、欧州では金融不安を背景とした景気低迷が継続し、また、アジアの新興国では輸出の減少に伴う成長鈍化が引き続きなど、好転の兆しが乏しいまま推移しました。

わが国の経済は、新政権による政策「アベノミクス」により市場が円安・株高基調に転じるなど、改善の兆しが見え始めたものの、雇用環境の改善の遅れや円安による原材料・原油価格の上昇などの懸念から、実態経済の先行きには依然として不透明感が残っています。

当社が属する半導体並びにフラットパネルディスプレイ業界におきましては、スマートフォンやタブレット端末関連デバイスや車載関連デバイスの需要は堅調に推移しましたが、その他のデジタル家電関連デバイス市場は低調に推移しました。

このような環境のなか、当社は顧客のニーズに対応した装置と機能拡張オプションの開発、改善に努め、製品ラインアップの拡充を図るとともに、営業担当とエンジニアが一体化した営業推進体制により、国内のみならず海外での売上拡大と、新規顧客の開拓に向けた積極的な営業活動を展開しました。

また、損益面につきましては、部品調達の効率化と調達先の選別による原価低減と経費の節減により固定費の削減に努め、営業損益の改善に努めてまいりましたが、売上高の低迷により純損失を計上することとなりました。

これらの結果、当第1四半期累計期間の売上高は51,741千円（前年同期比673.3%増加）、営業損失63,995千円（前年同期は営業損失93,278千円）、経常損失64,644千円（前年同期は経常損失93,552千円）、四半期純損失64,908千円（前年同期は四半期純損失93,885千円）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題に重要な変更はありません。

(3) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を改善するための対応策等

当社には、「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社はこうした状況を解消するため、以下の取組みを継続して実施しております。

顧客ニーズに対応した新検査装置や機能拡張オプションの開発、改善により、差別化した製品ラインアップを提供し、国内外で売上拡大及び新規顧客の開拓に向けた積極的な営業展開を推進しており、特に海外企業からの受注獲得につながってきております。併せて、部品調達の効率化及び開発工程の見直しによる原価低減を推し進め、また、前期実施した希望退職による人員減をはじめとする大幅な固定費圧縮策の効果で過去最低レベルの経費水準となっており、営業損益の改善に努めております。さらに顧客満足度の向上に資する製品開発に注力し、厳しい経済環境下ではありますが、引き続き顧客の取引シェアアップ及び海外顧客の受注獲得に取り組んでまいります。

また、今般、財務基盤の安定化のために、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債100,000千円の募集を行うことを平成25年12月6日に決議しており、平成25年12月24日に払込みが完了する予定です。

これらにより財務面におきましては、今後の運転資金及び研究開発資金のための必要十分な現金預金を確保できることに鑑み、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は39,186千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
計	100,000

(注) 当社は平成25年9月11日開催の取締役会及び平成25年10月24日開催の第20期定時株主総会において、平成26年2月1日(土)を効力発生日として、当社株式を1株につき100株の割合をもって分割するとともに1単元の数を100株とする単元株制度を採用し、発行可能株式総数を9,900,000株増加させ10,000,000株とする定款変更並びにそれに伴う定款の一部変更を決議しております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年12月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	49,274	49,274	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度は採用しておりません。
計	49,274	49,274	-	-

(注) 当社は平成25年9月11日開催の取締役会及び平成25年10月24日開催の第20期定時株主総会において、平成26年2月1日(土)を効力発生日として、当社株式を1株につき100株の割合をもって分割するとともに1単元の数を100株とする単元株制度を採用し、発行可能株式総数を9,900,000株増加させ10,000,000株とする定款変更並びにそれに伴う定款の一部変更を決議しております。効力発生日までに発行済株式総数の変動が無かったと仮定した場合、株式分割後の発行済株式総数は4,878,126株増加し4,927,400株になります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年8月1日～ 平成25年10月31日	-	49,274	-	997,101	-	1,104,350

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年7月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,274	49,274	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	49,274	-	-
総株主の議決権	-	49,274	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年8月1日から平成25年10月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年8月1日から平成25年10月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年7月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	459,267	262,155
受取手形及び売掛金	49,619	22,258
商品及び製品	29,954	31,040
仕掛品	204,106	298,642
原材料及び貯蔵品	1,055	1,055
その他	92,901	65,427
流動資産合計	836,905	680,578
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,231	11,231
減価償却累計額	4,898	5,163
建物(純額)	6,332	6,067
車両運搬具	12,835	8,885
減価償却累計額	12,410	8,641
車両運搬具(純額)	424	244
工具、器具及び備品	159,951	161,981
減価償却累計額	149,668	151,513
工具、器具及び備品(純額)	10,282	10,467
有形固定資産合計	17,039	16,780
無形固定資産		
電話加入権	358	358
ソフトウェア	83	62
無形固定資産合計	441	420
投資その他の資産		
投資有価証券	17,750	20,235
敷金	14,135	14,045
長期前払費用	3,895	3,242
保険積立金	28,851	34,566
投資その他の資産合計	64,632	72,089
固定資産合計	82,113	89,290
資産合計	919,019	769,868

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年7月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	66,507	156
1年内返済予定の長期借入金	18,468	18,468
未払法人税等	2,967	1,556
賞与引当金	1,769	7,058
製品保証引当金	165	159
その他	85,755	66,149
流動負債合計	175,633	93,547
固定負債		
長期借入金	87,011	82,394
資産除去債務	5,590	5,610
その他	1,030	985
固定負債合計	93,631	88,989
負債合計	269,265	182,537
純資産の部		
株主資本		
資本金	997,101	997,101
資本剰余金	1,104,350	1,104,350
利益剰余金	1,447,845	1,512,753
株主資本合計	653,606	588,698
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,100	4,615
評価・換算差額等合計	7,100	4,615
新株予約権	3,247	3,247
純資産合計	649,754	587,331
負債純資産合計	919,019	769,868

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成24年8月1日 至平成24年10月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年8月1日 至平成25年10月31日)
売上高	6,690	51,741
売上原価	2,265	35,131
売上総利益	4,425	16,609
販売費及び一般管理費	97,703	80,604
営業損失()	93,278	63,995
営業外収益		
受取利息	41	74
為替差益	101	-
保険解約返戻金	282	-
その他	1	-
営業外収益合計	427	74
営業外費用		
支払利息	541	459
支払手数料	160	160
その他	-	103
営業外費用合計	701	724
経常損失()	93,552	64,644
特別損失		
固定資産売却損	-	56
特別損失合計	-	56
税引前四半期純損失()	93,552	64,700
法人税、住民税及び事業税	387	252
法人税等調整額	53	44
法人税等合計	333	207
四半期純損失()	93,885	64,908

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当第 1 四半期会計期間 (自 平成25年 8 月 1 日 至 平成25年10月31日)
 該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 1 四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 1 四半期累計期間に係る減価償却費 (無形固定資産に係る償却費を含む。) は次のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成24年10月31日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成25年 8 月 1 日 至 平成25年10月31日)
減価償却費	3,202千円	2,159千円

(株主資本等関係)

前第 1 四半期累計期間 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成24年10月31日)

1 . 配当に関する事項

該当事項はありません。

2 . 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第 1 四半期累計期間 (自 平成25年 8 月 1 日 至 平成25年10月31日)

1 . 配当に関する事項

該当事項はありません。

2 . 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第 1 四半期累計期間 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成24年10月31日) 及び当第 1 四半期累計期間 (自 平成25年 8 月 1 日 至 平成25年10月31日)

当社は、半導体検査装置の貸与、設計、販売並びに技術サポートを事業内容とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成24年8月1日 至平成24年10月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年8月1日 至平成25年10月31日)
1株当たり四半期純損失金額	1,905円38銭	1,317円29銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	93,885	64,908
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	93,885	64,908
普通株式の期中平均株式数(株)	49,274	49,274
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 資金の借入

当社は、平成25年11月12日の取締役会決議に基づき、以下の金銭消費貸借契約を締結し、資金の借入を実行しております。

- (1) 資金用途 運転資金
- (2) 借入先の名称 Scott Lin
- (3) 借入金額 50,000,000円
- (4) 利率 年利1.00%
- (5) 借入日 平成25年11月13日
- (6) 返済期限 平成26年12月31日
- (7) 担保の提供又は保証の内容 無し

2. 第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の募集

当社は、平成25年12月6日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第5回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議しました。

(1) 発行要領

本新株予約権付社債の発行

- 1. 募集又は割当方法 第三者割当の方法により、全額をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
- 2. 社債の発行価額 各本社債の発行価額は10,000,000円（額面100円につき金100円）
- 3. 社債の発行総額 募集本社債の発行総額は1億円
- 4. 利率 利息を付さない
- 5. 償還期限等 平成28年（2016年）12月22日に、未償還の本社債の全部を額面100円につき金100円で償還する。その他、発行要項に一定の場合に繰上償還及び買入消却等の定めがある。
- 6. 本転換社債型新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - イ 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - ロ 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行したまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行または処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下記8.記載の転換価額（下記（注1）に基づき調整された場合は調整後の転換価額）で除した整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。
- 7. 新株予約権の総数 10個
- 8. 転換価額 1株当たり34,700円（注1）
- 9. 払込期日 平成25年12月24日
- 10. 本新株予約権の行使期間 平成25年12月25日から平成28年12月22日まで
- 11. 担保の内容 無し
- 12. その他
 - ・本社債権者が本新株予約権付社債の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記イ（ ）ないし（ ）に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- イ 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- () 時価（下記八（ ）に定める。）を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降またはかかる交付のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - () 株式分割または当社普通株式の無償割当てにより普通株式を発行する場合
 調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降または当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - () 時価（下記八（ ）に定める。）を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得され、もしくは当社に取得を請求できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行または付与（無償割当ての場合を含む。）する場合
 調整後の転換価額は、発行または付与される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で取得され、または当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、または、その証券の発行もしくは付与のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - () 上記イ（ ）ないし（ ）の各取引において、当社普通株主に権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ（ ）ないし（ ）にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。
 この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- ロ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が百分の1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

ハ 転換価額調整式に係る計算方法

- () 転換価額調整式の計算については、円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切上げる。
- () 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切上げる。
- () 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。

- 二 上記イ()ないし()の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て(ただし、当該承認は不合理に留保、遅延、拒絶されない。)、必要な転換価額の調整を行う。
- () 株式の併合、資本の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換または株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - () その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - () 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本新株予約権の発行

1. 募集又は割当方法 第三者割当の方法により、全額をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
 2. 新株予約権の総数 607個
 3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式 12,140株
 4. 発行価額 本新株予約権 1個につき5,567円(総額3,379,169円)
 5. 行使価額 1株当たり33,000円(注2)
 6. 行使期間 平成25年12月25日から平成27年12月24日まで
 7. その他
 - ・本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の140%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1個につき金5,567円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
 - ・本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (注2) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記イに掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

イ 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 下記八()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)
調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- () 株式分割により当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- () 下記八()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記八()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- () 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記八（ ）に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は取得日の翌日以降にこれを適用する。
 - ロ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
 - ハ（ ）行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。
 - () 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。
 - () 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
 - ニ 上記イの行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - () 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - () その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - () 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (2) 本新株予約権付社債及び本新株予約権により調達する資金の具体的な用途
- 1. 検査装置事業に関わる研究開発及び運転資金
 - 研究開発資金
 - 製品仕入資金の一部
 - マーケティング費用
 - 2. 新規事業に係る展開資金
 - 医療関連分野、エコロジー関連分野等に係わる調査及び研究開発費
 - マーケティング費用

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年12月11日

ウインテスト株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 隆 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 雅 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているウインテスト株式会社の平成25年8月1日から平成26年7月31日までの第21期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年8月1日から平成25年10月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年8月1日から平成25年10月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ウインテスト株式会社の平成25年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年11月12日開催の取締役会決議に基づき、資金の借入を実行しており、平成25年12月6日開催の取締役会において、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。